



長期優良住宅 **新築** のメリット

長期優良住宅（新築）の認定を受けた住宅は、補助金、住宅ローンの金利引き下げ、税の特例や地震保険料の割引等を受けることができます。条件等の最新の情報については各お問合せ先にてご確認ください。

地域型住宅グリーン化事業

地域の中小工務店等※が整備する木造の長期優良住宅について、補助金を受けることができます。



- 住宅1戸当たり**140万円**（最大）など

※流通事業者、建築士等の関連事業者とともに連携体制を構築し、本事業の採択を受けたグループに属する中小工務店等。採択グループは以下の問い合わせ先を参照。

お問合せ先 ▶ 地域型住宅グリーン化事業評価事務局
03-3560-2886



住宅ローンの金利引き下げ

長期優良住宅を取得する場合、住宅ローンの金利の引き下げ等を受けることができます。



- フラット35 S（金利Aプラン）及び維持保全身型フラット35の借入金利を
当初5年間 年0.5%引き下げ
6年目～10年目 年0.25%引き下げ

- フラット50
返済期間の上限が**50年間**。住宅売却の際に、借入金利のままで購入者へ住宅ローンの返済を引き継ぐことが可能です。

お問合せ先 ▶ (独)住宅金融支援機構お客様コールセンター
0120-0860-35



税の特例措置

長期優良住宅の認定を受けることで、一般住宅に比べて税の特例措置が拡充されています。

<2023年12月31日までに入居した場合>

- 所得税（住宅ローン減税）：限度額の引き上げ
控除対象限度額 **3,000万円** ⇒ **5,000万円**
（控除率0.7%、控除期間最大13年間、最大控除額455万円）

- 所得税（投資型減税）
標準的な性能強化費用相当額（上限：650万円）の**10%**を、その年の所得税額から控除

※住宅ローン減税と投資型減税は、いずれかの選択適用（併用は不可）

<2024年3月31日までに新築された住宅>



- 登録免許税：税率の引き下げ
①保存登記 0.15% ⇒ **0.1%**
②移転登記 [戸建て] 0.3% ⇒ **0.2%**
[マンション] 0.3% ⇒ **0.1%**

- 不動産取得税：課税標準からの控除額の増額
控除額 **1,200万円** ⇒ **1,300万円**

- 固定資産税：減税措置（1/2減額）適用期間の延長
[戸建て] 1～3年間 ⇒ 1～**5**年間
[マンション] 1～5年間 ⇒ 1～**7**年間

お問合せ先 ▶ 国土交通省
03-5253-8111 (代)



地震保険料の割引

長期優良住宅では、認定基準に定める耐震性が求められます。所定の確認資料を提出することで、住宅の耐震性に応じた保険料の割引を受けることが可能です。



<住宅が次のいずれかに該当する場合>

- 耐震等級割引
住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく耐震等級（倒壊等防止）を有している建物であること。
⇒（割引率）耐震等級2：**30%**
耐震等級3：**50%**

- 免震建築物割引
品確法に基づく免震建築物であること。
⇒（割引率）**50%**

お問合せ先 ▶ 地震保険料の割引商品を扱う損害保険会社